

合 併 期 日 の 検 討 に つ い て

庄内南部地区合併協議会の指示を受け、各部会・分科会において改めて合併移行事務を点検致しました。移行準備事務としては、本所・支所の具体的な業務分担や組織機構、庁舎配置の検討及び合併までの調整事項協議などがありますが、これらについては引き続き実務的な検討を進め、一定の整理が出来た段階で協議会に報告、協議をお願いしたいと考えており、当初の合併想定期日まで対応していくことを確認いたしました。

一方、合併後の出来るだけ円滑な窓口サービスの実施や、国の合併に対する財政支援措置の有効活用の面などからは、一定期間の延期をお願いしたいとの結果となりましたので、ご協議下さいますようお願い致します。

1. 窓口サービスからの面

住民記録関係は勿論、主な税関係証明についても本所・支所のすべてで受け付け・交付を可能とします。このうち、①資産証明、納税証明等事務②国保、老健、福祉医療に係わる受給者証等の交付事務③国保税賦課事務④納付書の発行事務などにおいては、一部市町村間のデータ確認、問い合わせなどの対応が発生し、事務執行及び窓口対応に時間を要することになります。この時間を短縮し、出来るだけ円滑な窓口サービスを可能とするため、証明書発行に際しての検索システムを立ち上げる等の対応を採ることにしたいことから、

この準備に17年度の5ヶ月間のシステム構築期間及びシステムの試行、職員の操作研修期間として1ヶ月の計6ヶ月間を要する見込みであるため、合併期日についてはこの期間の配慮をお願いします。

2. 財政支援措置活用からの面

現行合併特例法の一部改正に伴う経過措置により、一定の要件を満たす17年4月以降の合併についても、国及び県の財政支援措置が継続されることになりました。これにより普通交付税の合併算定替及び特例債の活用などにおいて、それぞれ3月までの合併では実質的に合併年度（16年度分）のメリットは活用できなかったものが、3月まで合併申請を終え、4月1日以降の合併とすることにより合併年度（17年度分）の活用も可能となり、法律に基づく支援措置をより有効に活用して、新市のまちづくりを進めることが出来ます。従って、4月1日以降の合併期日の設定をお願いします。

3. 期日延期の節度

一方、上記のメリットに対し、合併期日を繰延べすることにより、新市の発足が遅れるため、新市としての政策の具体化も遅延することになります。また、財政計画で経費節減効果として見込んだ人件費等の節減額が費消されることになります。自ずと住民の理解を得られる一定の限度があるものと考えております。

（説明書）

Ⅰ．窓口サービスの面からの検討

①電算システム統合計画について

合併に伴う電算システムについては、本格的な統合の着手が当初の想定より遅れていますが、現時点では別紙のと通りの進行を予定しています。合併まで、住民記録や国保（資格）などの窓口事務については、7市町村のシステムを統合することとしています。住民の方が本所及びいずれの支所においても届出等が可能になり、これまでと同様のサービスの提供が出来ることになります。

合併まで統合するシステム	住民記録・外国人登録・印鑑登録・戸籍・国保（資格）・介護保険（資格）・選挙・国民年金・児童手当等
--------------	--

これに対し、税関係のシステム統合は、住民記録統合後の取組みとなるため、税関係は、賦課期日（個人市民税・固定資産税1月1日、国保税4月1日）の到来により、市町村では合併前にそれぞれの現行システムに情報を入力し17年度分の賦課事務を進めることとなります。

このため、税情報の一元化、システム統合は平成18年度賦課分からとなるため、それまでの期間、以下の窓口事務についてサービスの低下が懸念されるものです。

②資産証明・納税証明等の事務について

新市地域では、本所やどの支所でも証明関係の受付、照会、確認、交付の一連の業務が出来るだけ短時間で済むように準備作業を行うこととしますが、居住地以外での資産の保有、納税等も有りうるこ

とから、これらの証明の申請に際しては本所及び全ての支所間でFAX等で確認し対応することになります。

このため、窓口では待ち時間の長時間化、繁忙期の混雑等が想定され、住民サービスの低下が心配されます。

<対処方法>

- ・ FAX等による照会時間を短縮するため、市町村の固定資産税新年度課税者リストをベースに、複数市町村に資産を保有する者及び納税者を検索するファイルを作成します。
- ・ それらの資産保有者及び納税者が同一人で有るか否かを確認する同定作業を進めます。
- ・ この作業により、申請者の該当する本所及び支所間のみのFAX等による照会で対応が可能となります。

※必要な同定作業件数

平成14年度数値

市町村名	固定資産税納税義務者数	左記の内、住登外課税	住登外課税の内、管内者	資産の合算対象者はAの5,909人、他に住登外者の免税点未滿者（推定）6,300人、これらの同定作業を要する。
鶴岡市	38,982	3,402	710	
藤島町	3,481	366	102	
羽黒町	3,773	502	107	
櫛引町	2,312	435	108	
三川町	3,191	491	116	
朝日村	2,316	313	84	
温海町	3,314	400	193	
計	57,369	A 5,909	1,420	

- ・ 賦課期日後は、所管課は税額の算定、納付書の作成業務等に忙殺されるため、この業務については税情報の統合作業として17年4月～7月の中で、専従体制を整備し進めることとしている。

- ・ このため、合併までの間、資産保有者の名寄せ、同一人の同定作

業期間として、平成17年度の4ヵ月間を見込んで戴くようにお願いします。

③国保、老健、福祉医療に係わる受給者証等の交付関係

合併後も本所及びどの支所においても現在と変わらないサービスを提供できるようにしますが、国保、老健、福祉医療等に関係する資格判定には、所得階層等の確認が必要となります。しかし、合併時まで税情報が一元化されていないため、居住地の本所、支所での届出については従来どおり原則即時交付となりますが、居住地以外での届出の場合は、本所、支所間でFAX等による所得状況の確認作業が必要になります。

国保の高齢受給者証、老人医療受給者証、福祉医療証などの交付等は、即日交付を希望される例が殆どですが、居住地以外の申請は原則翌日以降の交付（郵送）となることが見込まれます。このため、窓口事務の遅れとなって住民サービスが低下することが懸念されます。

<対処方法>

- ・ 合併期日前迄、所得階層が確認できる段階、レベルまでの所得情報検索システムを構築します。
- ・ これにより、居住地以外の申請についても、原則即時交付が可能となります。

※所得確認が必要な業務例 （年度更新分を除く・鶴岡市の例・年間件数）

○国保業務

- ・国保高齢受給者証交付事務 異動件数 数十件
- ・高額療養費貸付事務 約600件
- ・入院時食事標準負担額減額認定証交付事務 約50件

○老人医療業務

- ・老人医療受給者証交付事務 異動件数約900件
- ・減額、限度額認定証交付事務 約100件

○福祉医療業務

- ・福祉医療証更新、申請事務（重度心身障害者、乳幼児、母子家庭）
乳幼児約4,800人、身・母約150人

- ・ このため、合併までの間、所得階層確認のシステム構築期間として、平成17年度の5カ月間を見込んで戴くようにお願いします。

④国保税賦課事務関連

国保税の賦課期日は4月1日であり、同日以前（同日を含む）の合併日となると、納税義務者が居住地以外の新市の区域に所有する固定資産税額を合算して新市として一本の資産割額を算定し、納付書を送付しなければならないこととなります。しかし、税情報の一元化は新年度の計画としていることから、4月1日までの合併の場合は、該当する固定資産税額の調査、合算処理は手作業により行うこととなりますが、膨大な事務量となり技術的、物理的に大変困難な問題が生じます。

※国保の資産割課税者数 平成16年度の例

市町村名	資産割額納税 対象者数
鶴岡市	14,991
藤島町	2,138
羽黒町	1,680
櫛引町	1,143

三川町	1,294
朝日村	931
温海町	1,898
計	24,075

<対処方法>

- ・ このため、合併期日を国保の賦課期日後（４月２日以降）とする配慮をお願いします。

⑤納付書発行事務関連

平成１７年度については、７市町村の賦課システムによる課税となりますので、税の納付通知書の送付時期は以下のとおりとなります。

区分	４月	５月	６月	７月
個人住民税		(特別徴収)	全市町村	
固定資産税	鶴岡市	６町村		
軽自動車税	６町村	鶴岡市		
国民健康保険税			温海町	６市町村

このため、この間の合併になると、同じ税目でも合併前の市町村名で賦課されるものと、合併後の新市で賦課されるものとが混在することになり、住民の理解、納税等にも混乱が心配されます。

<対処方法>

- ・ このため、合併期日を全ての税納付書の送付後とする配慮をお願いします。

Ⅱ．財政支援措置活用の面からの検討

①合併期日による財政支援措置の比較

区 分	平成 17 年 3 月 31 日	17 年 4 月 1 日（以降）
①普通交付税の合併算定替（合併年度、それに続く 10 年度）	平成 17 年度から 26 年度まで（10 年）その後 5 年間緩和措置	平成 17 年度から 27 年度まで（11 年）その後 5 年間緩和措置
②普通交付税の合併補正（合併後の臨時的経費、5 年間、各年度均等、試算額、19.7 億円）	平成 17 年度から 21 年度まで（5 年）	平成 17 年度から 21 年度まで（5 年）
③特別交付税（合併後の需要に対する包括的経費、3 年間・一年目 50%、二年目 30%、三年目 20%、試算額 7.7 億円）	平成 17 年度から 19 年度まで（3 年）	平成 17 年度から 19 年度まで（3 年）
④合併特例債（合併年度、それに続く 10 年度、発行可能試算額 499.7 億円）	平成 16 年度から 26 年度まで（11 年）	平成 17 年度から 27 年度まで（11 年）
⑤市町村合併補助金（合併年度、それに続く 2 年度、但し 3 ヶ年度の合計額が単年度上限額の 3 倍以内であれば特定の年度に単年度上限額を超えることができる）9.6 億円	平成 16 年度から 18 年度まで（3 年）16 年度は合併後 1 日しかないため、現実的ではない。続く 2 年度で単年度上限額を超えることが可	（要綱では 17 年 3 月までに合併が行われた場合を対象としており、17 年度に入ってからからの合併に対する取扱いは国で検討中）

※イ 県の「ゆとり都山形未来のまちづくり交付金」（5 千万円×合併市町村数）については、合併特例法の改正にあわせ継続される方向。（合併後 2 ヶ年分割交付）

ロ 表記の財政支援措置のうち、①、②及び④が合併特例法の規定に基づく支援措置である。

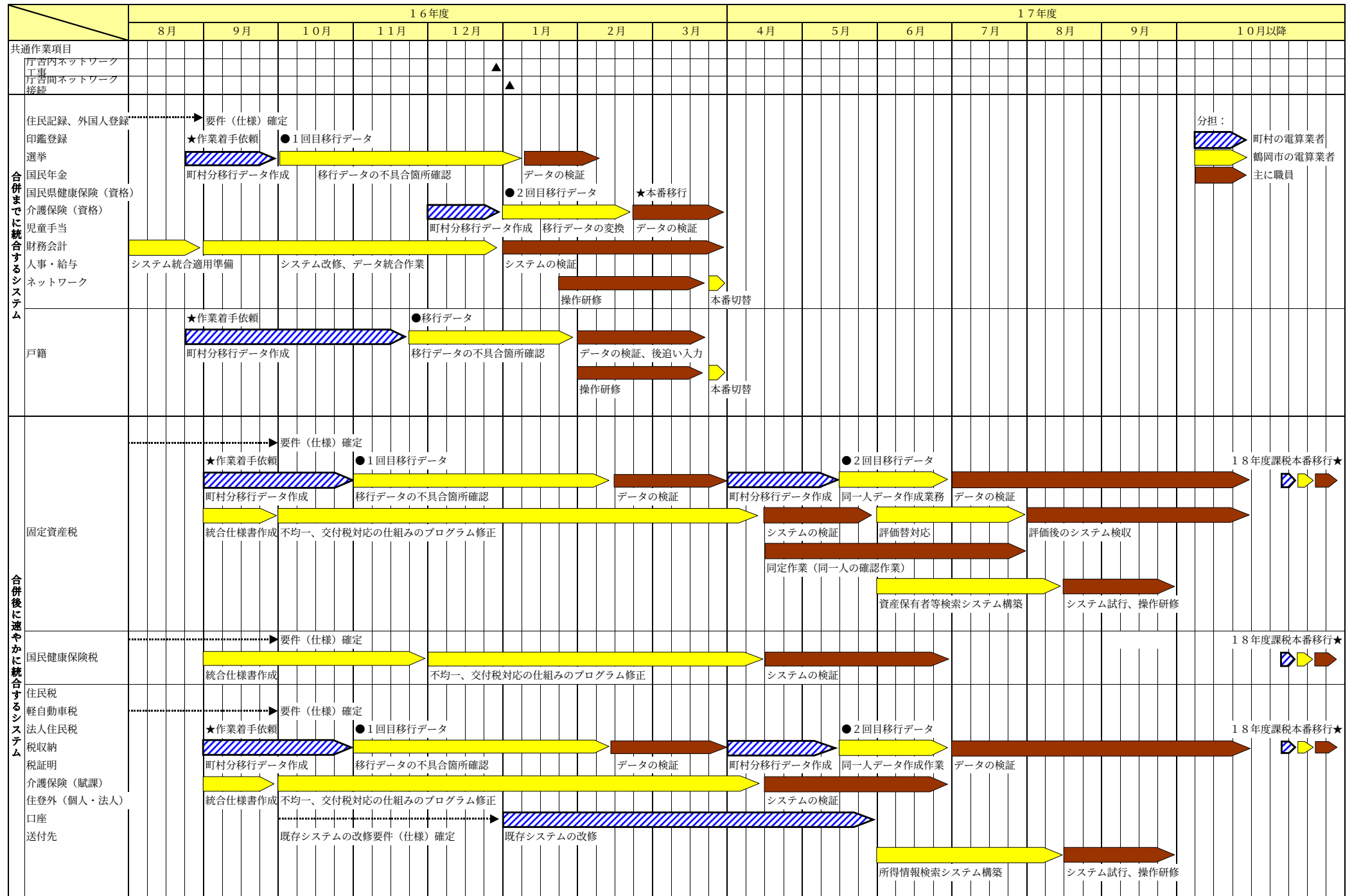
- ・ 普通交付税は、合併期日が3月31日までの場合は、合併年度分（16年度分）が既に旧市町村に交付されているため、新市において算定替のメリットは生じない。4月1日以降とした場合は合併年度分が17年度分となり、その後10年間算定替が行われることとなり、実質11年間、財政措置を活用できることとなり、新市にとってメリットが大きい。但し、普通交付税は7月に算定が行われ、4・6・9・11月に交付されるので、財政運営上留意する必要がある。
- ・ 特例債は、3月31日までの合併では実質的に合併年度（16年度）の利用は出来ない。4月1日以降の合併とすることにより、合併年度分の活用も可能となるが、17年度の遅い時期の合併となると、合併年度分については同様に結果として活用できないことになる。
- ・ 上記のほか普通交付税及び特別交付税に包括的に算入される額並びに県の交付金には合併時期による差異は生じないが、国の合併補助金の取扱いについては、17年度の国の予算編成において「合併支援プラン」が確定しないと判断できない実情にある。
- ・ 現時点で不明な点があるものの、「合併支援プラン」も継続することで検討されているとの事であり、改正特例法の財政的支援を出来るだけ活用するため、4月1日以降の合併期日の検討をお願いします。

III. 期日延期の節度

但し、一方で合併期日の延期は合併による経費節減効果を費消していくことになること、新市の発足が遅れることは合併年度の新市予算に、新市長の政策を反映させ、本予算を編成しての重要事業の推進に支障がでること、市長を除く三役、監査委員、行政委員会の決定、本格的な人事体制のスタートなどの面では出来るだけ速やかな対応が求められており、市民の理解が得られるような節度ある検討が必要と考えております。

参考 別表に、主として人件費の合併期日を遅らせることによる影響額を試算した。

電算システム統合スケジュール



改正特例法に基づく合併期日別による合併後の財政支援の内容

財政支援措置と措置額／合併期日		平成17年1月頃から17年3月31日まで	平成17年4月1日	平成17年4月2日以降17年度前半
特 例 法 の 規 定 に 基 づ く 措 置	①普通交付税の合併算定費 【合併特例法11条2項】 (地方交付税法及び総務省令の定めによる) 合併年度＋これに続く10ヵ年 (基準日 4月1日)	平成17年度から26年度まで(10ヵ年) その後5年間激変緩和措置	平成17年度から27年度まで(11ヵ年) その後5年間激変緩和措置	平成18年度から27年度まで(10ヵ年) その後5年間激変緩和措置 (ただし、17年度の交付税は、4月1日 時点の団体に交付すべきだった額を新 団体に交付する⇒実質11ヵ年)
	②普通交付税の合併補正 (合併直後の臨時的経費) 【特例法11条1項】 【普通交付税省令47条1項2項】 5年間(各年度均等)	平成17年度から21年度まで(5年)	同左	平成18年度から22年度まで(5年)
	③合併特例債 【合併特例法11条の2 1項】 合併年度＋これに続く10ヵ年	平成16年度から26年度まで(11年) (ただし、16年度は短期間なため実質 は17年度からの10年)	平成17年度から27年度まで(11年)	同左
特 例 法 の 規 定 に 基 づ か ない 措 置	④特別交付税 (合併後の需要に対する包括的措置) 【特別交付税省令5条1項】(3月交付) 3年間 (1年目5割、2年目3割、3年目2割)	平成17年度から19年度まで(3年)	同左	同左
	⑤市町村合併補助金 【市町村合併推進体制整備費補助金要綱 3条】 合併年度＋これに続く2年度(3ヵ年の合 計額が単年度上限額の3倍以内であれば 特定年度に単年度上限額を超えることが できる)	平成16年度から18年度まで(3年) (16年度は短期間なため補助は現実的 でない場合もあるが、続く2年度で単 年度上限額を超えることが可)	総務省では継続の方針 (財務省との協議による)	同左
	⑥「ゆとり都山形未来のまちづくり交付金」 合併市町村数×5千万円 合併年度＋続く1年で分割交付	平成17年度から18年度まで(2年)	合併特例法の一部改正に合わせ継続 の方向	同左

- このほか、合併前の財政支援として「合併移行経費に対する財政措置」(特別交付税)があるが、現行の適用条件は「協定書調印や議決を経た年度から合併年度まで」である。17年度中の適用については、現段階で国でも検討中とのこと。

合併期日が延期されることによる行政経費の削減比較試算

(単位：百万円)

	年 間 分	合 併 の 時 期			備 考
		平成17年7月	平成17年10月	平成18年1月	
人 件 費	△ 717	△ 537	△ 358	△ 142	
特別職人件費	△ 287	△ 215	△ 143	△ 54	
議会議員報酬	△ 304	△ 228	△ 152	△ 56	
農業委員報酬	△ 15	△ 11	△ 8	△ 4	
行政委員会委員報酬	△ 15	△ 11	△ 7	△ 4	
一般職人件費	△ 96	△ 72	△ 48	△ 24	
物件費（経常経費分）	△ 97	△ 73	△ 49	△ 24	
経費削減見込額 計	△ 814	△ 610	△ 407	△ 166	

年 間 分 と の 比 較		7月合併の場合	10月合併の場合	1月合併の場合	備 考
		204	407	648	

＊常勤の三役等については、鶴岡市の体制を引き継ぐこととする。

＊議会議員については、定数特例（41人とした場合）を採用し、その後地方自治法に規定された議員の定数34人とする。

＊一般職（事務職）については、原則として、前年度退職者の1/4を新規採用することとする。

＊事務経費については、類似団体の事務経費程度になるものと仮定し、平成14年度決算（物件費）ベースを削減目標として約10か年で達成することとする。